

# 地方公営企業の 法適化をめぐる現状と課題

平成26年6月

総務省自治財政局公営企業課

# 地方公営企業制度の概要

## 1. 企業としての性格(地方公営企業法(以下、「法」という。)第2条、第3条)

- ◆ 地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業。  
事業例:上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発(港湾、宅地造成等)、観光(国民宿舎、有料道路等)
- ◆ 一般行政事務に要する経費が権力的に賦課徴収される租税によって賄われるのに対し、公営企業は、提供する財貨又はサービスの対価である料金収入によって維持される。

## 2. 管理者(法第7条～第16条)

- ◆ 企業としての合理的、能率的な経営を確保するためには、経営の責任者の自主性を強化し、責任体制を確立する必要があることから、地方公営企業の経営組織を一般行政組織から切り離し、その経営のために独自の権限を有する管理者(任期4年)を設置。
- ◆ 管理者は地方団体を代表(ただし、地方債の借入れ名義は、地方団体の長)。

## 3. 職員の身分取扱(法第36条～第39条)

- ◆ 給与については、職務給(職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずる)であることに加え、能率給(職員の発揮した能率を考慮)であることを要する。
- ◆ 人事委員会は、企業職員の身分取扱いについては、任用に関する部分を除き、原則として関与しない。
- ◆ 企業職員には、団体交渉権が認められている。
- ◆ 給与、勤務時間その他の勤務条件については公営企業の管理運営に属する事項を除き、団体交渉の対象とし、労働協約を締結できる。

## 4. 財務(法第17条～第35条)

- ◆ 事業ごとに経営成績及び財務状態を明らかにして経営すべきものであることに鑑み、その経理の事業ごとに特別会計を設置。
- ◆ その性質上公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及びその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが困難である経費については、地方団体の一般会計又は他の特別会計において負担。(それ以外の経費については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てる。)

## 5. 会計(法第20条、第30条)

- ◆ 企業会計方式をとっており、以下の点等において官公庁会計方式と相違。
  - ・官公庁会計方式が現金主義会計、単式簿記を採っているのに対し、公営企業会計では発生主義会計、複式簿記を採用。
  - ・損益計算書、貸借対照表等の作成を義務付け。

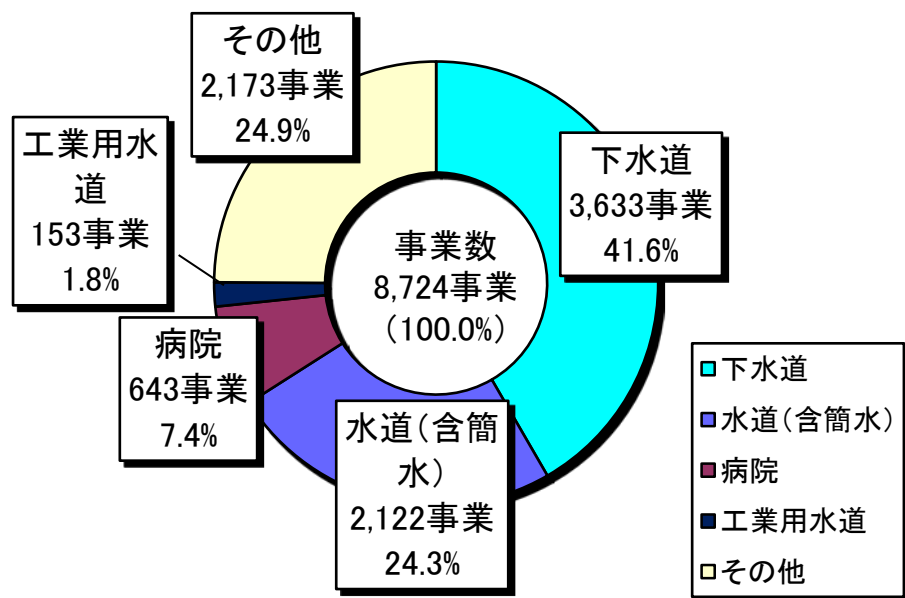
## 地方公営企業の事業数

事業数は、平成24年度末現在8,724事業で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっている。

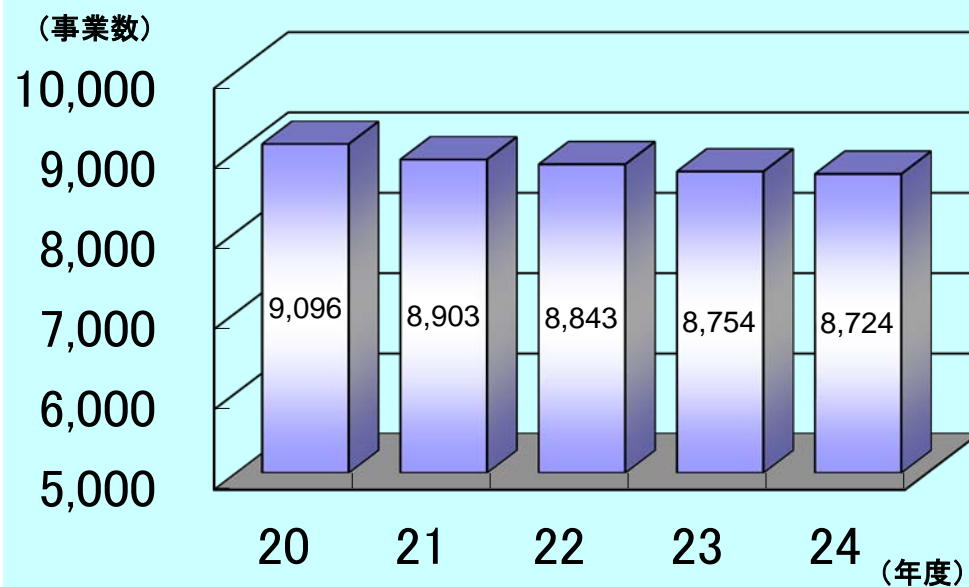
前年度と比較すると、全体で30事業、0.3%減少している。

なお、過去5年間の推移をみると、平成20年度の事業数と比較して372事業、4.1%減少となっている。

### 地方公営企業の事業数の状況(平成24年度末)



### 地方公営企業の事業数の推移



# 地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

## <法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

### <当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

### <任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

## <法非適事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他  
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

※ 地方団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に任意適用することが望まれる。  
(簡易水道、下水道の任意適用には特別交付税措置)

# 総務省による地方公営企業の改革に向けた取組み

○公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、サービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進していくためには、経営環境の変化に適切に対応し、そのあり方を絶えず見直していくことが不可欠。

## <公営企業を取り巻く環境>

- 人口減少
- インフラ強靱化、大量更新期の到来
- 財政健全化法の施行
- 地方分権改革

### 経営手法の検討

#### 公営企業の抜本改革

(平成21～25年度)

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」  
(平成21年7月8日付通知)

→第三セクター等改革推進債  
(平成21年度～平成25年度)

※抜本改革に着手済の団体は平成28年度まで

**経営のあり方について、  
引き続き不断の見直しを  
行うべき。**

→「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成21年7月8日付(留意事項通知))を改定予定(平成26年7月頃)。

### 経営状況の把握

#### 地方公営企業会計基準の見直し

(平成26年度予算・決算から)

→損益の認識、資産・負債の把握等が正確に出来るようになる。

#### 地方公営企業法の適用範囲の拡大

(総務省研究会において報告書を取りまとめ(平成26年3月))

→簡易水道事業や下水道事業について、当面、法の適用を拡大する対象とすべき。

→今後の進め方を具体化する予定(平成26年7月頃ロードマップを提示)。

### 経営戦略の構築

#### 資本制度の見直し

(平成24年4月から)

→経営の自由度を高め、議会・住民によるガバナンスを強化。

#### 経営戦略構築支援

(総務省研究会において報告書を取りまとめ(平成26年3月))

→財務の健全性とインフラ更新の両立等のために、各企業における経営戦略を策定するための手順等を取りまとめ。

→中長期的な視点に立った「経営戦略」の策定等を要請する予定。  
(留意事項通知を改定予定(平成26年7月頃)。)

# 地方公営企業の法適用状況

公営企業全体8,724事業のうち、法適用事業は、平成24年度は前年度に比べ37事業の増加となり、2,996事業(事業数全体の34.3% H23比0.5ポイント増)となっている。

## 事業別・法適用事業数割合

(単位:事業)

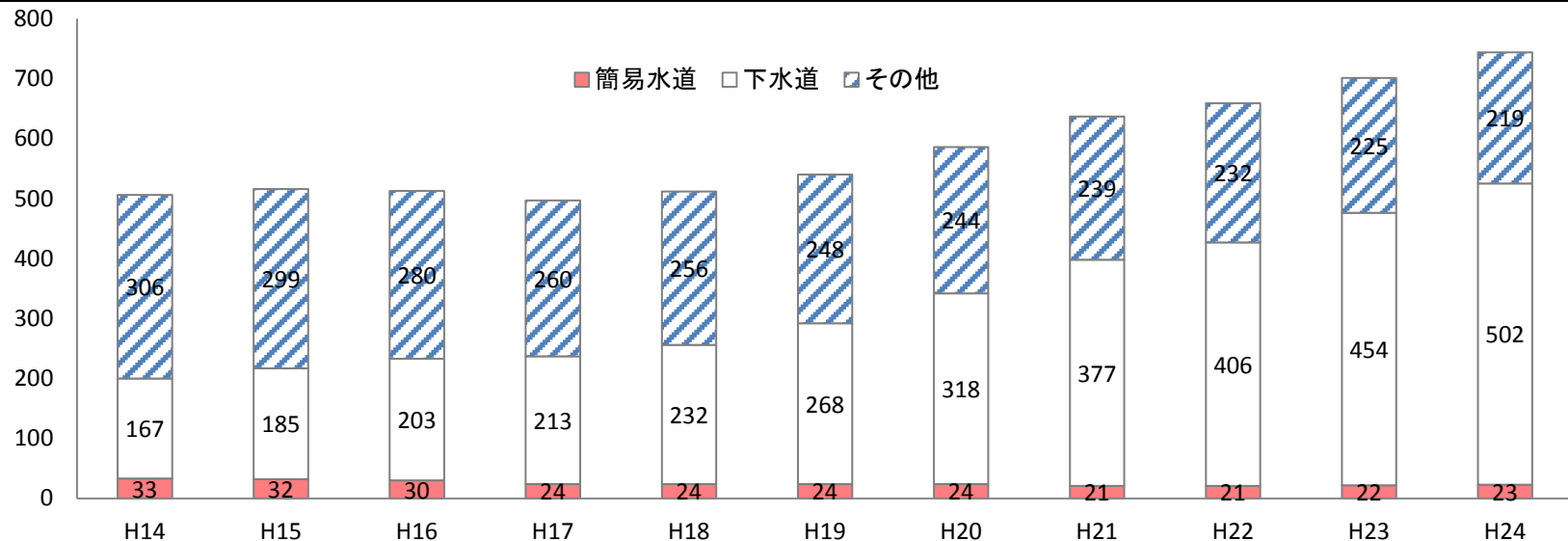
事業	区分 年度	法適用企業			法非適用企業			計			法適用 企業の 割合
		23	24(a)	増減	23	24	増減	23	24(b)	増減	(a)/(b) (%)
水道		1,376	1,377	1	757	745	△ 12	2,133	2,122	△ 11	64.9%
うち簡易水道		22	23	1	757	745	△ 12	779	768	△ 11	3.0%
工業用水道		152	153	1	0	0	0	152	153	1	100.0%
交通		59	55	△ 4	39	38	△ 1	98	93	△ 5	59.1%
電気		26	26	0	37	39	2	63	65	2	40.0%
ガス		29	29	0	0	0	0	29	29	0	100.0%
病院		646	643	△ 3	0	0	0	646	643	△ 3	100.0%
下水道		454	502	48	3,171	3,131	△ 40	3,625	3,633	8	13.8%
その他		217	211	△ 6	1,791	1,775	△ 16	2,008	1,986	△ 22	10.6%
合計		2,959	2,996	37	5,795	5,728	△ 67	8,754	8,724	△ 30	34.3%

# 地方公営企業法任意適用(財務適用等)事業数の推移

任意適用対象事業のうち、実際に適用している事業数の割合は、過去10年間増加しているが、対象事業数全体の11.5%にとどまっている。

## 事業別・法任意適用事業数割合

事業名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	(参考)H24任適の割合 事業総数   うち法適用
簡易水道	33	32	30	24	24	24	24	21	21	22	23	768   3.0%
下水道	167	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	3,633   13.8%
その他	306	299	280	260	256	248	244	239	232	225	219	2,071   10.6%
合計(A)	506	516	513	497	512	540	586	637	659	701	744	6,472   11.5%
任意適用対象事業数(B)	9,559	9,460	8,234	7,009	6,971	6,870	6,770	6,620	6,572	6,496	6,472	
割合(A/B)	5.3%	5.5%	6.2%	7.1%	7.3%	7.9%	8.7%	9.6%	10.0%	10.8%	11.5%	



# 地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書の概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めたロードマップを早急に示すべき。

## 1 はじめに

- ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要・法適用の状況
- ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

## 2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化
  - ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等
- ・ 財務規定等の適用範囲の拡大の意義
  - ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等

## 3 地方公営企業の現状

- ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たっての留意点
- ・ 地方公共団体への意見調査結果

## 4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築)
- ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討)
- ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要
- ④ 十分な移行期間の確保が必要

- ⑤ 小規模事業への対応(一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要)

## 5 地方公共団体の懸念に対する見解

- ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。
- ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではないか。

## 6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方

- ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
- ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
- ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべき。

## 7 その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係
- ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定
- ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用